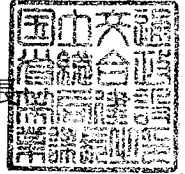


国総入企第32号
平成15年12月1日

東京都都市計画局市街地建築部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約における代金支払の適正化等につき、建設業者に対する指導の徹底を図ったところである。

資金需要の増大が予想される冬期を控え、厳しい経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、またそれが上位下請と下位下請の間の取引にも影響を与えていることを踏まえ、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実されたく願います。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公共工事の受注者による施工体制台帳の写しの発注者への提出を義務付けたところであり、さらに本年11月7日には、施工体制台帳に添付された契約書の確認方法などを定めた「施工体制台帳等活用マニュアル」を策定し、これを参考として施工体制の適正化の徹底に取り組むよう通知したところである。これらのことも踏まえ、発注担当部局との連携の強化などこれまで以上に下請契約の適正化等に努められたい。

